

入札心得

1. 入札の無効

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に入札者又は代理人の記名押印がなく、入札者が判明しないとき。
- (5) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。

2. 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3. その他

- (1) 入札について、談合又は何らの協議もしてはならない。
- (2) 入札者のうち予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と決定する。ただし、同価格の入札があつたときは、抽選（くじ）によって落札者を決定する。
- (3) 入札書は本人提出のこと。ただし、代理人のときは委任状を提出し、入札書には会社の住所、会社名、代表者名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印しなければならない。
- (4) 別途配付した「課税・免税事業者届出書」を入札書の提出時に提出すること。
- (5) 貸与した図面、設計図書等は、会社名を記入し、入札書の提出時に返却しなければならない。
- (6) 入札書、契約書等に記載する業務名称及び業務場所は、「入札説明書」に掲げる業務名等とする。
- (7) 入札回数は、2回とする。
- (8) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届（下記図示参照）を提出することにより、自由に入札を辞退できる。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを受けるものではない。
- (9) 入札の競争性が確保されないと判断した場合は、入札を中止又は延期することがある。
- (10) 入札書等は、下記の様式によること。
（日本産業規格 A列4番）

| | | |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">入 札 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 入 札 人 氏 名 (見 積 人) (印)</p> <p style="text-align: center;">¥ _____</p> <p>ただし _____</p> <p>この入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約します。</p> | <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 委 任 者 氏 名 (委任者) (印)</p> <p>下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(受任者) 氏 名 ※代理人の (印)</p> <p>(委任事項)</p> <p>_____</p> <p>の入札に関すること</p> | <p style="text-align: center;">入 札 辞 退 届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官 福岡県警察会計担当官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名 (印)</p> <p>_____</p> <p>上記工事に係る入札を、都合により辞退します。 (業務)</p> |
|---|--|---|

- (注) ① 委任状には、委任を受けた者の私印（シャチハタ不可）を押印すること。
 ② 代理人が入札する場合は、入札書への代表者印の押印は不要。
 ③ 入札金額は、アラビア数字で記入すること。
 ④ 入札書の記載事項の訂正には、入札参加者の印を使用すること。（金額訂正は不可）
 ⑤ 入札書は、必ず封筒に入れ、封印のうえ、提出すること。
 ⑥ 入札書の日付は、入札書を提出する日を記入すること。

契約心得

1. 落札者は、落札決定後速やかに（原則として7日以内）契約を締結しなければならない。
2. 契約保証金に関すること
 - (1) 契約保証金（契約金額の100分の10以上）又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

| | | |
|------|-----------------------|----------------------|
| 保証手段 | ① 契約保証金の納付 | ② 国債等の有価証券の納付 |
| | ③ 銀行等、確実と認められる金融機関の保証 | ④ 保証事業会社の保証 |
| | ⑤ 履行保証保険 | ⑥ 履行ボンド（付保割合が10%のもの） |